

経 済 産 業 省

2019東北エネ再変第397号

2019年8月22日

株式会社東日本開発
代表取締役 沼倉 宏安 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について(通知)

2019年6月3日付けをもって申請があった上記の件について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第10条第4項において準用する同法第9条第3項（第5号イ及びハを除く。）の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定をしたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

認定日	2014年3月28日
変更認定日	2019年8月22日
設備ID	A647953B04
担当経済産業局	東北経済産業局
事業者名	株式会社東日本開発
代表者氏名	代表取締役 沼倉 宏安
事業者住所	宮城県栗原市若柳字川南外小太郎16
「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
発電設備の区分	太陽光発電設備（10kW以上）
発電設備の出力	665.0kW
発電設備の名称	（株）東日本開発富谷太陽光発電所
発電設備の設置場所	宮城県富谷市富谷字仏所225他2筆

太陽電池に係る事項	製造事業者名	レネソーラ
	種類	A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
	変換効率	17.4% (□真性変換効率 ■実効変換効率)
	型式番号	JC255M-24/Bb
	枚数	3168枚
	合計出力	807.8kW
配線方法		—
電気供給量の計測方法		—
自家発電設備等の設置の有無		—

2. 備考

- (1) 平成29年経済産業省告示第35号に規定する法第10条第1項の経済産業大臣の変更の認定への該当の有無：□有 ■無
- (2) 本認定には、変更前に適用されていた調達価格が適用されます。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号及び第7号の規定により、運転開始後1ヶ月以内に当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等を、また、毎年1回当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。

<教示>

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。